大阪府こころの健康総合センター　所報　令和２年度（概要）

発刊にあたって

令和2年度当センターの活動の概要を報告いたします。

当センターでは、組織改変により、地域支援課が廃止され、新たに、依存症対策を強化するため、「相談支援・依存症対策課」を設置し、依存症総合支援センターが設置されました。

相談事業として、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談等に加えて、「こころの電話相談」「わかぼちダイヤル」「こころの健康統一ダイヤル」などの電話相談を行っています。また地域の関係機関からの要請や相談を受けて地域活動への支援を行い、保健所への心理職の派遣、ひきこもり支援コーディネーターによる市町村等への後方支援や電話相談を行っています。

　研修事業として、府職員及び関係機関職員を対象に、初任者から経験のある職員に対して、精神保健福祉研修・事例検討を行い、人材育成・資質向上に努めています。また、災害時に備えて、大阪DPAT養成研修と災害時等こころのケア研修・災害時訓練を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染の感染拡大を鑑み、検討を重ね、大阪DPAT養成研修は中止としました。

　その他、精神医療審査会事務局、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証交付審査、精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査、療養環境検討協議会事務局（大阪市・堺市と共同で運営)、措置診察や移送の手続き、精神科救急医療情報センターなどの事業を行っています。

　府民への啓発や相談窓口・医療機関等の情報提供、保健所や市町村等の人材養成のため依存症・災害時こころのケア・こころの健康等に関する刊行物の発行をしています。これらはホームページ「こころのオアシス」で公開しています。また、精神保健医療福祉関係者向けに「こころのオアシス通信」を配信しています。携帯電話用ホームページにおいては様々な分野の相談窓口の情報を掲載していますのでご活用ください。

　令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、日常生活に大きな影響が出ました。当センターでは新型コロナウイルス感染症による府民の不安やストレス等に対応するため、こころのケアに関する情報提供や相談体制の充実を図りました。また、３密を避けるための様々な工夫をしながら事業の実施に努めました。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く収束することを願っております。

　当センターでは、今後も府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに深め、課題解決に取り組んでまいります。府民の皆様、関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和3年12月

大阪府こころの健康総合センター

所長　籠本　孝雄

＜これより本文＞

Ⅰ．概要

１．設立の目的及び業務

　大阪府こころの健康総合センター（以下「センター」という。）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。当センターは保健所や、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、精神保健福祉法の思念にのっとり、従来の精神保健福祉センターでは十分に取り組まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることに取り組むこととしている。

　センターは、次の業務を行うこととしている（大阪府こころの健康総合センター処務規定より）。

（1）精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。

（2）精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。

（3）精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。

（4）災害時におけるこころのケア活動に関すること。

（5）精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。

（6）精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。

（7）精神障害者保健福祉手帳に関すること。

（8）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。

（9）大阪府精神医療審査会の事務に関すること。

(10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。

(11)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。

(12)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。

(13)精神医療に係る調査研究に関すること。

(14)精神障害者の権利譲護を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。

(15)保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。

(16)精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。

(17)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第二十 九条第一項の規定による入院に関すること。

(18)法律第三十四条の規定による移送に関すること。

(19)自殺対策推進センターの運営に関すること。

(20)(1)～(19)に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

２．基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

（1）精神障害者の医療及び福祉の向上を図ります。

（2）時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。

（3）地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。

（4）関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。

（5）精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

３．沿革

昭和27(1952)年8月　大阪府精神衛生相談所設置

昭和37(1962)年4月　大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設

平成6 (1994)年4月　大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン

平成14(2002)年4月　大阪府こころの健康総合センターに改称

４．施設概要

所在地　〒558－0056　大阪市住吉区万代東3丁目1－46

TEL：代表 06－6691－2811　FAX：06－6691－2814

E-mail：[kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp)　ホームページ：<http://kokoro-osaka.jp/>

施設規模　鉄筋　コンクリート地上4階、地下1階

敷地面積　約1,900㎡　建築面積　約850㎡　延床面積　約3,300㎡

最寄りの交通機関 大阪シティバス「府立総合医療センター」，阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」，JR阪和線「長居」，Osaka Metro 御堂筋線「長居」，南海電鉄高野線「住吉東」

５．機構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。（令和３年３月３１日現在）

総務課　１．庶務、２．予算、３．庁舎管理、４．自立支援医療費の支給認定に係る事務、５．他課分掌外事務

事業推進課　１．企画・調整、２．教育研修・普及啓発、３．調査・研究、４．精神保健福祉関連団体への支援、５．自殺対策に関すること、６．災害時等こころのケア活動に関すること

相談支援・依存症対策課　１．精神保健及び精神障害がい者の福祉に係る相談に関すること、２．電話相談、３．依存症対策に関すること、４．地域精神保健福祉活動への支援

医療審査課　１．精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務、２．精神医療審査会、３．精神科病院への立入検査、４．措置診察業務に関すること、５．精神科救急医療に関すること

６．決算の状況

令和２年度の決算状況は、歳入が7,791,066円、歳出が16,263,711円であった

Ⅱ．事業

1 ．精神保健福祉に関する企画

概要

　精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

（１）災害時等のこころのケア活動に関すること

１）大阪DPAT養成研修

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成する研修を平成29年度より年１回開催していた。本研修は、精神科医療機関の職員を対象としており、令和２年度は新型コロナウイルス感染の感染拡大を鑑み、検討を重ね中止とした。

また、当センターDPAT担当者は、DPAT事務局主催の「令和２年度 DPAT統括者・事務担当者研修」（eラーニング）及び「令和２年度　DPAT訓練」（Zoomによる机上訓練）に参加し、知識の向上・技能維持を図った。

２）災害時等こころのケア研修

災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、「子どものためのPFA（心理的応急処置）」等について学ぶことにより、被災者・被害者支援に役立てること、支援者が自身のメンタルヘルスへのケアについて学ぶことを目的としてWeb配信による研修を実施した。なお、本研修は精神保健福祉従事者研修と合同開催とした。

（２）産業保健分野との連携事業

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として例年より対象人数を会場定員の3分の1までに設定した。

（３）公民協働事業

１）普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

２）飲酒防止教室

平成30年度に作成した『大阪府版　飲酒防止教室実施者用テキスト』を活用して、府内の学校で実施された飲酒防止教室は計3回で、参加者数は実291人であった。新型コロナウイルス感染拡大とそれによる緊急事態宣言の影響によって昨年と比べて実施回数、対象児童・生徒数が減少した。

３）普及検討会議

飲酒防止教育の効果検証と普及のための意見交換を目的に、飲酒防止教室のワーキングを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により地域での飲酒防止教育の普及が十分にできなかったため、令和3年度に延期することとした。

４）教材について

令和元年度に作成した「子どもとアルコール問題に関するQ＆A集～飲酒防止教育を実施する前に～」の配布・増刷を行った。

2．普及啓発

概要

当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

（１）刊行物による情報提供・普及啓発

１）大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

２）新規作成刊行物

「リラックス法:呼吸法」「リラックス法：漸進性筋弛緩法（１）」「リラックス法：漸進性筋弛緩法（２）」「リラックス法:自律訓練法」「大阪府こころの健康総合センターのご案内」「新型コロナウイルス感染症への対応にあたる医療従事者及び支援者の皆さまへ」「メンタルヘルスのためのセルフケア」「新型コロナウイルス感染症により不安やストレスを感じている方のためのこころのホットライン」「新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者及び支援者のご家族の皆さまへ」「新成人向け依存症啓発チラシ」「薬物の問題で困っている人のために」「ネット・ゲームの使用による問題で困っている人のために」「新型コロナウイルスの感染拡大で不安などを感じておられる方へ」「疲れていませんか？（メンタルヘルスチェック）」を作成した。

３）メールマガジン「こころのオアシス通信」

　市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレットなどを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計11回配信した。精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きなどを情報提供した。

（２）ホームページによる情報提供・普及啓発

１）「こころのオアシス」（<http://kokoro-osaka.jp/>）

ホームページ「こころのオアシス」において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。また、携帯電話用ホームページにおいて、様々な分野の相談窓口の情報を提供した。

２）「庁内 Ｗ e ｂ」（庁内限定）

大阪府庁内イントラネット上に「精神保健福祉情報」を掲載し、町内の精神保健福祉関係業務に従事する職員向けに、業務の円滑な推進に資する各種の情報を提供した。

（３）こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の蔵書総数は、36,201であり、新規図書数は、図書100、雑誌89、AV1、資料103、参考図書3であった。

３．府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）

概要

精神保健福祉業務に従事する職員（府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等）の資質向上を目的に、広く関係者の育成を図った。

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を実施した。

　なお、開催にあたっては、（一社）大阪精神科病院協会と（公社）大阪精神科診療所協会の後援を受けた。階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2年目、3年目、4年目以上の職員、保健所精神保健福祉チームリーダーの5階層となっている。

　新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員が、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修である。

2年目、3年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるよう、事例検討や演習を行った。

例年4年目以上を対象としているスキルアップ研修については、災害時等こころのケア研修を実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チームリーダー等を対象に、スーパーバイズの技術を身につけ、チーム員の相談対応力を向上させることができるよう、講義と事例検討を行った。

また、地域課題の取組みに関する研修として、「その人を理解することから始まる支援～共通認識と連携による支援をめざして～」をテーマに実施した。

４．調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

【調査研修】

〇新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスチェック

新型コロナウイルス感染症への対応等をしている医療従事者等は、心身ともに大きな負担がかかっている。専門職であっても職種や経験年数を問わず、こころやからだに様々な変化があらわれる可能性がある。そこで、メンタルヘルスの悪化の防止と、職場におけるメンタルヘルスケアへの支援に加え、今後のメンタルヘルスに関する施策に役立てることを目的に、医療機関従事者のメンタルヘルスチェックを実施した。

１　目的

新型コロナウイルス感染症への対応等をしている医療従事者等のメンタルヘルスの悪化の防止と、職場におけるメンタルヘルスケアへの支援に加え、今後のメンタルヘルスに関する施策に役立てることを目的とする。

２　方法・内容

（１）対象　大阪府内で協力を得られた医療機関に勤務する職員（1,172人）

（２）期間　令和2年5月27日～7月23日

（３）方法　協力を得られた医療機関を通じてメンタルヘルスチェックを提供し、オンライン（一部、紙媒体）にて結果を回収できたものについて集計

（４）内容　①メンタルヘルスセルフチェックに関すること、②メンタルヘルスに関する認識や職場におけるメンタルヘルスケアに関すること、③対象者の背景情報

３　結果

（１）メンタルヘルスセルフチェックについては、チェック終了後に対象者の合計得点及び点数ごとのアドバイスを表示

（２）結果

①うつ症状を認める人

「中等度以上のうつ症状を認める人」13％

※新型コロナウイルス感染症のケアに当たる医療従事者のうつの割合は、中国とシンガポールで8.1％～50.4％(Lai 2020; Zhang 2020; Lu 2020; Tan 2020)でこれらの報告から大きく乖離したものではなく、新型コロナウイルス感染症パンデミック時の日本における一般市民を対象とした調査報告では17.3％（Ueda 2020）で、これと比較するとやや低いという結果であった。

②メンタルヘルスに関するケアの知識

「十分にあると思う・少し思う」46％、「十分にあると思わない・あまり思わない」54％

③新型コロナウイルス感染症流行前と比べた精神状態

「よい」4％、「変わらない」61％、「悪い」22％、「わからない」13％

④精神状態が悪いときの相談相手は（複数回答）

「家族・友人」77％、「上司・同僚」18％、「専門家」14％、「相談しない」16％

⑤精神状態が悪いときに相談する場所

「知っている・少し知っている」60％、「知らない・あまり知らない」40％

⑥職務の悩み

「職場の上司や同僚に気軽に話せる・少し話せる」71％

「職場の上司や同僚に気軽に話せない・あまり話せない」29％

「家族や友人に気軽に話せる・少し話せる」82％

「家族や友人に気軽に話せない・あまり話せない」18％

⑦職場でのメンタルヘルスの情報共有

「十分共有されていると思う・少し思う」48％

「十分共有されていると思わない・あまり思わない」52％

⑧医療関係者を理由にした差別的な扱い

「感じる・少し感じる」24％、「感じない・あまり感じない」76％

⑨防護具の使用

「常に使える・使えることが多い」45％

「常に使えない・使えないことが多い」28％

「防護具を使う業務は担当していない」27％

⑩新型コロナウイルス感染症の影響による退職の意思

「辞めたいと思う・少し思う」19％

「辞めたいと思わない・あまり思わない」81％

うつ症状と他の質問項目をクロス集計した結果、関連があると考えられたものは、以下のとおりである。

①「上司や同僚に職務に関する悩みを話せる」「家族や友人に職務に関する悩みを話せる」という人は、そうでない人に比べて、うつ症状を認める人の割合が低かった。

②「メンタルケア・セルフケアの知識が十分あると思わない」「精神状態が悪いときに相談できるところを知らない」「職場でメンタルヘルスにかかわる情報が十分に共有されていると思わない」という人は、そうでない人に比べて、うつ症状を認める割合が高かった。

③「新型コロナウイルス感染症による仕事への影響のために、今の仕事を辞めたいと思っている」という人は、そうでない人に比べて、うつ症状を認める割合が高かった。

④「医療従事者であることを理由に差別を受けていると感じている」という人は、そうでない人に比べて、うつ症状を認める割合が高い傾向があった。

（３）まとめ

　新型コロナウイルス感染症の影響により精神状態が悪くなった人や仕事を辞めたいと思う人に対するフォローやサポート、うつ症状を認めると考えられる人へのケアが課題として浮かび上がった。また、医療従事者であることを理由とした差別への対策が課題として示された。メンタルヘルスの悪化を防ぐには、以下の4点が必要であることも示唆された。

①上司や同僚、家族や友人などの周囲からのサポートや相談しやすい職場環境づくり

②家族や広く府民に対して医療従事者のメンタルヘルスの重要性や医療従事者をサポートするために必要なことなどの情報提供と、家族向けの相談窓口

③職場におけるメンタルヘルスケアに関する知識や情報の周知と共有

④職種や感染リスクの有無に関係なく全職員を対象にしたメンタルヘルスの対策

　今回のメンタルヘルスチェックが、医療機関の職員のセルフケアにつながるとともに、その結果が医療機関におけるメンタルヘルスケア対策の一助となることを願う。

【研究協力】

〇児童虐待防止と家族支援の社会実装の構築に関する検討会

国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術開発研究センター(RISTEX)では、社会の具体的な問題を解決するための研究開発が行われている。その中の研究プロジェクトの一つである「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」における、福井大学 教授 友田明美氏の分担研究成果の社会実装（実用化）の可能性と課題を探ることを目的とし、大阪府内の保健福祉行政・医療関係者と研究者との意見交換を行った。

５．自殺対策

概要

　全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、令和2年は21,081人であった。

　大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態で推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、令和2年は前年より178人増の1,409人（警察庁の自殺統計)となっている。

　大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。

　当センターでは、平成21年度設置の自殺予防情報センターを平成28年4月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の策定の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

（１）大阪府自殺対策推進センター

　保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

　また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に3回線配置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」（一部民間団体に委託）として実施した。

　さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

１）自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』（http://kokoro-osaka.jp/）に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、QRコードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配布などを行った。

２）自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識を持ち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした各種研修会を

企画・開催し、人材育成を図った。

　新型コロナウイルス感染拡大につき、対面研修に限らず、大阪府公式YouTubeによる動画配信やWebシステムを活用したLive研修を実施した。

３）自死遺族相談

平成21年10月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報提供などを行っており、令和2年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実28件（延39件）、来所相談件数は実14件（延207件）であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を3回開催した。

４）こころの健康相談統一ダイヤル

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル（以下「統一ダイヤル」という。）」に、平成24年9月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

令和2年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を3回線で実施した。相談件数は5,854件であった。

５）「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談

　平成24年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している令和2年度は自殺予

防週間のある9月と、自殺対策強化月間の3月の各1か月間24時間電話相談を実施した。

６）若者専用電話相談

　様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成27年度から、毎週水曜日9時30分から17時とし、若者（40歳未満の方）を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。令和2年度の総相談件数は548件、うち対象者が40歳未満の相談が71件であった。

７）電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」「若者専用電話相談」「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質向上を図った。

８）大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』(「基礎情報編・ロールプレイ

編」、「基礎情報編・若年者支援~~編~~」)及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』(「基礎情報編」①初級編・②中級編・③若年者支援編、「ロールプレイ編」①傾聴技法初級・②傾聴技法中級・見るロールプレイ・④シナリオロールプレイ・⑤実践ロールプレイ)を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会と、各地域で実施されるゲートキーパー養成研修の講師協力を行った。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

開催回数は1回で、受講者は23機関、29人であった。

○ゲートキーパー養成研修

『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は、計26回で、参加者は延599人であった。（J-1研修含む）

９）SOSの出し方

自殺対策研修（J-5）「大阪府版ゲートキーパー養成研修（若年者支援）」とともに、SOSの出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」のテキスト講習会を行った。

10）市町村自殺対策計画推進支援

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条第2項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画策定のために電話・メールで助言・情報提供などの支援を84件行い、中核市（3市）における計画策定会議に3回（3市）出席した。

令和2年度末現在で、41市町村（政令市を除く）、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。

11）自殺対策関係会議への出席・協力

○大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

○市町村自殺対策主管課担当者会議に出席し、技術支援を行った。

（２）技術支援

１）大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期のある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成28年2月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

6．依存症対策

概要

　依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

　大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み(5ヵ年計画)」の一つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」（平成26年度～30年度）を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

　令和2年度には、元年度に引き続き、4本柱を中心に事業を実施するとともに、当センターを「依存症総合支援センター」、大阪精神医療センターを「依存症治療・研究センター」として、2つのセンターの有機的な連携による「大阪依存症包括支援拠点“OATIS”」を設置して、取組みを行った。

（１）普及啓発の強化

１）依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやちらしを作成した。

２）ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページで情報提供した。

３）ロビー展示

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、ロビーでポスター等の展示、リーフレットの配架を行ったを行った。

４）府民セミナーの開催

依存症の基礎知識や多重債務問題に関して、府民に啓発するために、「大阪府依存症理解啓発府民セミナー」を、WEB配信形式で開催（YouTubeでの限定公開）。

５）大学との連携事業

大学生に対する依存症の認識調査と啓発のため、大阪大学と連携し、｢依存症の基礎知識｣の講義、体験談、グループディスカッションを実施した。

６）依存症予防啓発教育出前授業

依存症を早期に予防するため、府内の高等学校を対象に、希望のあった高校で依存症についての授業を行った。

７）高校生向け依存症予防啓発推進事業

文部科学省が発行しているリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を、大阪府内の高等学校3年生等を対象に配布した。

８）新成人向け依存症啓発チラシの配布

依存症の説明と相談窓口を掲載したチラシを作成し、希望のあった市町村に配布した。

９）依存症予防教育教職員向け研修

高等学校の教職員等を対象に、依存症予防教育を実施するための依存症に関する基礎的な知識を学ぶ研修を実施した。（新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画をYouTubeの限定配信で実施）

（２）相談支援体制の強化

１）依存症専門相談（依存症相談拠点支援センター）

本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。

　令和2年度の依存症に関する相談件数は実594件、延1,632件である。

２）依存症家族サポートプログラム

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

３）依存症当事者対象集団回復プログラム

　薬物やギャンブル等の問題で困っている人を対象に、薬物やギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブックを用いて、集団での回復プログラムを実施した。

４）大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、3つの部会を開催した。

５）依存症相談対応・基礎研修（A－1）

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

６）依存症相談対応・実践研修（A－2）

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、「家族支援」をテーマとした研修を実施した。

７）依存症相談対応・強化研修（A－3）

　　相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、ギャンブル等依存症に関する知識や当センターで実施のプログラムについての研修を実施した。（新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画をYouTubeの限定配信で実施）

８）「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」の活用

保健所と共同で作成した｢大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト｣(「基礎情報編」｢相談の受け方編｣・「ロールプレイ編」)を活用して、保健所等で開催された依存症に関する研修会は計7回で、参加者は169人であった。

また、人材養成テキスト（「基礎情報編」「相談の受け方編」）の講義内容を動画にし、ホームページから誰でも閲覧できるようにした。

（３）治療体制の強化

１）医療機関職員専門研修

府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、3回研修を　実施した（大阪精神医療センターに委託）。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、Zoomによるオンライン研修とした。

２）依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、依存症治療拠点機関である、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った（大阪精神医療センターに委託）。

（４）切れ目のない回復支援体制の強化

１）大阪アディクションセンター（OAC）の運営

関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)を平成27年5月に当センターを事務局として設置し、平成29年4月から本格稼働している。令和3年3月末現在、54機関・団体が加盟している。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、OACミニフォーラムは開催していない。

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に、加盟機関・団体が取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アディクションセンター活動状況冊子の更新

加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

（５）その他

〇「ギャンブル等と健康に関する調査」の実施

大阪府におけるギャンブル等の実態を把握するために、住民基本台帳から無作為抽出した府民5,000名を対象に調査を行った。

７．精神医療審査会

概要

　独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は5名の委員で構成される合議体で、本府では8合議体40人の委員で審査を行っている。

事業実績

　令和２年度の審査会開催状況は、本審査会(全体会：書面開催)1回、合議体72回であった。

８．精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

概要

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に係る審査を行っている。

事業実績

精神障害者保健福祉手帳は平成23年度より順次交付事務の権限移譲を行っている。

　令和2年度には計36市町村が交付事務を行っており、当センターではそのうち判定依頼を受けた診断書の判定を行っている。

９．精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

東大阪市・豊中市・寝屋川市にある病院に対して、入院患者の人権に配慮した適性な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守とともに適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行った(高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市については、権限移譲)。

　精神科病院に入院している措置入院患者及び医療保護入院患者等に、適性な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施した。

（１）精神科病院に対する実地指導の実施

実施病院　　4病院

○根拠法令等：精神保健福祉法第38条の6、大阪府精神科病院実地指導実施要領

大阪府全体の実地指導の質を向上を図るため、中核市を含む全保健所対象に、実地指導後にアンケート調査を実施し、結果を配布した。

※新型コロナウイルス感染症への対応として、実地指導については感染症予防に配慮して実施し、保健所職員を集めての実地指導説明会、研修会は行わなかった。

（２）措置入院患者等の実地審査の実施

実施病院　36病院　　審査件数　42件

○根拠法令等：精神保健福祉法第38条の6、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領

10．精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成21年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会所属団体は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員または臨時委員が療養環境サポーターとして医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめ病院にフィードバックし、その報告に対する回答を元に協議会で検討している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため病院への訪問は実施できなかったが、オンラインにより協議会を実施。令和元年度に訪問した3病院について、拘束中の患者へのプライバシーへの配慮等の必要性について報告を受け協議検討し、療養環境のよりよい質の向上に努めている。

11．措置診察

概要

精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づく、措置診察や移送等の手続きを行っている。

事業実績

令和２年度の申請・通報・届出数の総数は392件であった。

12．医療保護入院等のための移送

概要

　精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和2年度の実績は、依頼が0件、実施は0件であった。

13．精神科救急医療情報センター

概要

警察、消防隊、府民（おおさか精神科緊急ダイヤル）から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院（当番制）への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

令和2年度の相談件数の総数は2,642件であった。

14．地域活動への支援

概要

　府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必

要な支援を行った。

（１）地域活動への支援

令和2年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各団体等からの要

請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は395件であった。

　項目別支援回数で、最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に、｢依存症対策事業関連｣となっている。「自殺対策事業関連」では市町村からの問い合わせ等への対応、「依存症対策事業関連」では、本人向けプログラムの普及などが含まれている。

　要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている。

　問題別支援回数においても、「自殺関連」が最も多くなっている。

（２）その他の地域支援に関する取組み

各地域からの要請を受けて行う支援のみならず、府域全体に関する課題についての取組みを進めるため、課題

や取組み状況の集約や情報発信などを行った。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の活動を自粛したため、「地域精神保健福祉活動事例集」については発刊していない。

（３）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

（４）大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成29年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成30年３月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成30年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

当センターは、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づいて、面会手続き面での助言等を行った（22事例）。

15．相談

概要

　当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康統一ダイヤル」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を、令和2年度より「薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

　ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり専門電話相談のほか、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

（１）精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）

令和2年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規および年度新規は実相談件数が1,022件、延相談件数が2,371件であった。

（２）集団支援

１）薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

期間　令和2年8月～令和3年1月／開催回数　1グループ・6回／参加人数　実11名（延44名）

２）ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

期間　令和2年8月～令和3年1月／開催回数　1グループ・6回／参加人数　実9名（延29名）

３）依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題について、「依存症ってどんな病気？」、「依存症とお金の問題」、「ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループの紹介と体験談」「薬物依存家族支援団体における家族支援の取り組みの紹介」の特別講座として実施した。

４）ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、O-GAT（おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

期間　令和2年6月～令和3年3月／開催回数　前期4回、後期6回（前期・後期ともに全6回の開催を予定したが、4月～5月は感染症予防対策のため中止した。）／参加人数　前期：実11名（延17名）、後期：実10名（延27名）

５）薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム

薬物の問題で困っている人が、ワークブックを用いて、薬物の問題への具体的な対処方法を学び、薬物に頼らない生活を取り戻すことを目的として、集団プログラムを実施した。

期間　令和3年10月～令和3年3月／開催回数　全6回（1クール全12回のプログラムのうち、前半6回分を実施。）／参加人数　実7名、延20名

（３）電話相談

１）こころの電話相談

令和2年度の「こころの電話相談」の相談件数は2,979件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は548件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である40歳未満 （相談者が家族・関係者の場合も含む)の件数は71件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数5,854件を合わせると、電話相談の総件数は，8,833件となっている。

「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」40歳未満の相談71件を除く、2,908件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス)に関するもの」「療養（治療)生活に関するもの」「家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「うつ・うつ状態に関する問題」、「気分障害（うつ以外)に関する問題」、「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

２）若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、令和2年度の相談件数は548件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の相談状況を見ると、相談件数は71件であり、うち48件が本人からの相談であった。相談者の居住地域別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約6割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「うつ・うつ状態に関する問題」「気分障害（うつ以外）に関する問題」「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

３）こころの健康相談統一ダイヤル

令和2年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は5,854件であった。電話相談者は女性の方が多く、7割弱が本人からの電話であった。相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が19.5％、40歳代が9.8％を占めており、居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約5割弱を占めている。

また、相談内容別では、「悩み相談」が相談内容の半数を占め、中でも人間関係に関するものが29.0％であった。

４）集中電話相談

○９月自殺予防週間

令和2年度の9月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日)は、9月1日～30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」を 2回線で実施し、相談件数は1,433件であった。

　男女比率は、女性からの相談が男性の1.8倍以上であり、84.2％が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると40歳代が28.8％、50歳代が25.3％を占めている。居住地別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが431件、「病気に関すること」が416件と多かった。

○３月自殺対策強化月間

令和2年度の3月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、令和3年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線で実施し、相談件数は1,528件であった。

男女比率は女性からの相談が男性よりも多く、8割が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、50歳代が33.9％、60歳代が13.8％を占めている。居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関するものが23.6％、「病気に関すること」が21.5％と多かった。

（４）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を月3回派遣した。本人に対する心理的検査や心理相談、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

令和2年度の相談件数は新規（年度新規も含む）78件、継続326件の計404件であった。対象者の年齢は、40～64歳が188件で約5割を占めている。相談内容としては｢心理的相談・心の健康づくり｣が309件と7割以上を占め、対象領域としては「うつ・うつ状態に関する問題」「こころの健康づくりに関する問題」「ひきこもりに関する問題」が多かった。

（５）ひきこもり地域支援センター事業

　大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成29年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

　令和2年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が136件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが94件、市町村関係機関への講師派遣が7件であった。

　また、本人・家族からの電話相談の相談件数は488件であった。

16．新型コロナウイルス感染流行時のこころのケア

概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこころのケアに対応するため、府民、医療従事者及び支援者とその家族、宿泊療養・自宅療養者等に対して、①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口の開設、③リスティング広告を活用した電話相談の啓発、④府民のストレスに関する調査、⑤医療従事者のメンタルヘルスチェックやメンタルヘルスケアの取組み、⑥支援者のメンタルヘルスに関する研修等を実施した。

事業実績

1. 府民向け

１）刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

「新型コロナウイルス感染症により不安やストレスを感じている方のためのこころのホットライン」「新型コロナウイルスの感染拡大で不安などを感じておられる方へ」を作成した。

1. 電話相談

〇「新型コロナこころのフリーダイヤル」の開設

令和2年10月1日にフリーダイヤルでの電話相談窓口「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談1,634件に対応した。

電話番号：０１２０－０１７－５５６（まるいなこころ）／日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始も実施）／実績：相談件数は1,634件／相談内容：感染や病状に関する不安、制度やワクチン、感染後の対応等のコロナに関連する質問、コロナ禍での孤独や経済状況・人間関係の悪化、政治や社会への不安・不満などに関する相談

〇リスティング広告を活用した自殺に関する電話相談の啓発

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺防止を未然に防止するため、インターネット広告を活用し、相談窓口を周知した。

　対象　大阪府全域の全世代の府民／広告配信期間　令和2年10月1日～令和3年3月14日／結果　インターネット広告の表示回数　71,347,070回、ランディングページの閲覧数　76,068回

３）おおさかふQネットによる府民調査

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、新型コロナウイルスによる府民のストレスへの影響を調査し、今後の新型コロナに関するこころのケアについての充実を図ることを目的に、政策企画部企画室と協働実施した。

対象　大阪府在住の18～90歳までの男女、各世代（18～29歳、30代、40代、50代、60代以上）200サンプル（男女均等割）計1,000サンプル／実施期間　令和2年8月19日～8月20日／内容　ストレス状態、アルコール・ギャンブル・ゲームの使用量、収入の増減、新型コロナウイルスに関する情報検索時間、ストレス解消法、こころのケアの相談先等について／結果　大阪府政策マーケティング・リサーチ２０２０（おおさかQネット）参照＜https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2020.html#mental＞

（２）医療従事者等支援者向け

１）刊行物による情報提供・普及啓発

　「新型コロナウイルス感染症への対応にあたる医療従事者及び支援者の皆さまへ」「メンタルヘルスのためのセルフケア」「新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者及び支援者のご家族の皆さまへ」「疲れていませんか？メンタルヘルスのためのセルフケア」を作成した。

２）電話相談

「こころのホットライン」の開設

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、医療従事者・支援者とその家族等を対象に、電話による相談に対応した。

対象　医療従事者・支援者・その家族（令和2年9月1日より、宿泊療養者・自宅療養者・入院者等対象と併せて一本化で対応）／日時　平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）／実績　相談件数　27件、相談内容　感染に関する不安・心配、職場環境、業務量・業務内容、職場復帰などに関する相談

３）医療機関従事者のメンタルヘルスチェック

新型コロナウイルス感染症への対応等をしている医療従事者等のメンタルヘルスの悪化の防止と、職場におけるメンタルヘルスケアへの支援に加え、今後のメンタルヘルスに関する施策に役立てることを目的に実施。

　対象　5医療機関の職員／期間　令和2年5月27日～7月23日／方法　オンラインによる無記名式（一部、紙媒体）／内容　①メンタルヘルスセルフチェックに関すること、②メンタルヘルスに関する認識や職場におけるメンタルヘルスケアに関すること、③対象者の背景情報

（３）宿泊・自宅療養者向け

１）刊行物による情報提供・普及啓発

　「新型コロナウイルス感染症により不安やストレスを感じている方のためのこころのホットライン」を作成した。

２）電話相談

「こころのホットライン」の開設

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、宿泊療養者・自宅療養者等を対象に、電話による相談に対応した。

対象　宿泊療養者・自宅療養者・入院者（療養後、退院後も含む）（令和2年9月1日より、医療従事者・支援者・その家族等を対象者と併せて一本化で対応）／日時　平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）／実績　相談件数　177件、相談内容　感染や病状に関する不安・心配、療養環境、復帰（仕事や学校、日常生活）、経済問題、偏見・理解不足、個人情報などに関する相談

（４）関係機関向けに支援者のメンタルヘルスに関するWeb研修

　災害や事件・事故など、危機的な状況を経験した人や支援者のメンタルヘルス、「PFA（心理的応急処置）」、新型コロナ感染症流行下のメンタルヘルス等についてWEBで研修を実施した。

＜おわり＞

令和３年12月　大阪府こころの健康総合センター　発行